

総税市第34号  
令和元年5月14日

泉佐野市長 殿

総務省自治税務局市町村税課長  
( 公印省略 )

「ふるさと納税に関する意見書」への回答について

貴職より提出された「ふるさと納税に関する意見書」（平成31年4月11日付け泉佐市政第147号）（以下、「意見書」）に記載された各意見の内容に係る総務省としての考え方については、下記のとおりである。

記

ふるさと納税は、ふるさとやお世話になった自治体に感謝や応援の気持ちを伝える制度であるとともに、税の使い道を自分の意思で決めることができる制度である。

また、人口減少が深刻化する中で、地域資源を最大限活用し、地域経済を再生させていく上で、重要な役割を果たしている。

さらに、都市部の住民には、地方にふるさとや強いつながりを持つ方々が多数おられることから、ふるさと納税については、都市部の自治体にも理解いただけるという仕組みであり、都市と地方それぞれの自治体が制度の趣旨を踏まえた対応をすることで成り立つ制度である。

しかしながら、近年、この制度の運用の実態が、本来の制度趣旨から逸脱しているのではないかとの指摘が行われ、平成29年4月以降、度重なる見直しの要請をしてきたにも関わらず、一部の自治体が過度な返礼品を送付してきたことは、誠に遺憾なことであつただけに、今回の見直しにより各自治体が行う募集の方法について法律上一定の客観的なルールを設けることで、制度趣旨に沿った運用を実現し、全国の自治体と国民のご理解を得ながら、この制度を、健全に発展させていきたいと考えている。

1. 意見書（1）：告示（指定基準）について

- 告示第2条第2号（寄附金の募集経費総額は寄附金の5割以下）については、地方財政審議会意見においてその考え方が示されているほか、上記及び地方団体あての説明会、国会審議等でお示ししたとおり
- 告示第2条第3号（他団体への多大な影響）については、上記のほか、総務大臣による記者会見やコメント、地方団体あての説明会、国会審議等においてお示ししたとおり
- 告示第5条（地場産品）については、地方財政審議会意見においてその考え方が示されているほか、上記及び地方団体あての説明会、国会審議等においてお示ししたとおり

2. 意見書（2）：ふるさと納税指定制度について

ふるさと納税に係る指定制度については、今般の国会において可決成立した地方税法改正法により設けられた制度であり、改正の趣旨については、上記のほか、総務大臣による記者会見やコメント、地方団体あての説明会、国会審議等においてお示ししたとおり

3. 意見書（3）：ふるさと納税のあるべき姿について

上記のほか、総務大臣による記者会見やコメント、地方団体あての説明会、国会審議等においてお示ししたとおり

以上